

三島市資源ごみ回収報奨金交付要綱の一部改正案について パブリック・コメントを募集します。

パブリック・コメントとは、行政が政策等を策定する場合、その案を事前に明らかにし、市民等から意見の提出を受け、最終的な案を決定し、また、提出された意見に対する行政の考え方も併せて公表していくことで、市民の行政参画の機会を拡大するとともに、市民等に対する説明責任及び行政運営の透明性の向上を図ろうとするものです。

今回、次の計画を策定するにあたり、皆様の意見を広く募集します。

案 件 名 三島市資源ごみ回収報奨金制度の一部改正（案）

内 容 三島市資源ごみ回収報奨金は、資源ごみ回収活動に協力した団体に対し回収量に応じた報奨金を交付するものです。今回の改正は新型コロナウイルス感染拡大、燃料費高騰等により、回収活動及び回収量の縮小が見られることから、本制度の一部を改正し、現状の回収量に応じた報奨金に加え、周知した上で実施した回収活動の実施回数に応じた報奨金（1回1,000円、年度につき6,000円を限度とする）を交付することにより、回収活動及び回収量の増加を図るものです。

担 当 課 環境政策課環境企画係 TEL 055-983-2647 FAX 055-976-8728
Eメール kankyou@city.mishima.shizuoka.jp

募集期間 令和4年8月20日（土）～令和4年9月20日（火）

提出方法 募集期間内に、直接または郵送・FAX・Eメールで
〒411-0858 三島市中央町5-5
三島市役所環境政策課環境企画係へ

※市ホームページ（<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>）のパブリック・コメントコーナーでも受け付けています。資料は、市ホームページ、市役所情報公開コーナー、環境政策課、市民生涯学習センター、北上文化プラザ、中郷文化プラザ、錦田公民館、坂公民館で取得及び閲覧ができます。市のパブリック・コメント制度全般については政策企画課（電話983-2616）へお問い合わせください。